

平成28年  
1月から

## マイナンバー制度が始まります

(社会保障・税番号制度)

マイナンバーとは、住民票を有するすべての人(外国人を含む)に通知される1人1つの12桁の番号です。社会保障・税・災害対策の分野で、各機関が管理する個人情報が同じ人の情報であることを正確かつスムーズに確認するための基盤であり、全国一斉に導入されるものです。

制度の導入により、各種申請時の添付資料の省略ができる等、利便性が向上するほか、行政の効率化や不正受給の防止等が実現されます。

マイナンバーは生涯に渡って使用するものですので、大切に取扱いください。



### マイナンバーの活用用途

マイナンバーは、国や地方公共団体等の手続き・事務等で活用されます。  
▶手続きの際、申請書等へのマイナンバーの記載が必要となります  
▶事業主は、従業員のマイナンバーの提示を受けて、税や社会保険の手続きを行うこととなります

### 社会保障関係の手続

年金の資格取得・確認・給付  
雇用保険の資格取得・確認・給付  
ハローワークの事務  
医療保険の給付の請求  
福祉分野の給付・生活保護  
等

### 税務関係の手続

税務署に提出する確定申告書・届出書・法定調書等に記載  
都道府県・区市町村に提出する申告書・給与支払報告書等に記載  
等

### 災害対策

防災・災害対策に関する事務  
被災者生活再建支援金の給付  
被災者台帳の作成事務  
等

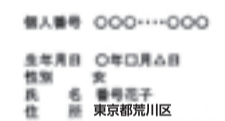
### マイナンバー制度実施の流れ

#### 平成27年10月から 通知カードが12月末までに順次送付されます

12桁のマイナンバーが記載された通知カードが、10月～12月に順次住民票のある住所の世帯宛てに送付されます。  
個人番号カードを必要とする方は、通知カードに同封されている申請書に必要事項を記入し、写真を貼付のうえ、郵送してください。  
※住民票の住所と異なる住所にお住まいの方は、速やかに手続きをしてください

DV・ストーカー等の被害により、住民票を異動することができない方は、住民票のある区市町村にご相談ください  
問合せ 戸籍住民課 ☎内線2362

#### 通知カードのイメージ



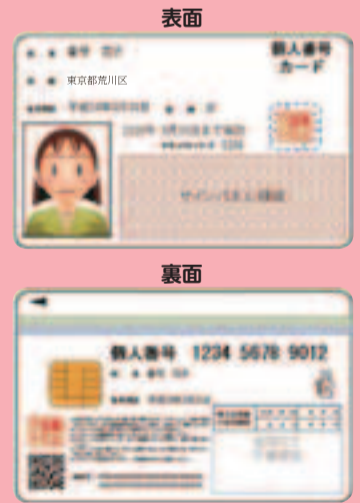
#### 平成28年1月から 個人番号カードの交付が始まり、マイナンバーの利用が始まります

個人番号カードの申請者への交付が始まります。税の手続きや、医療保険、雇用保険等の社会保障の手続きで、マイナンバーの利用が始まります。

カード表面には氏名・住所・生年月日・性別・顔写真、裏面にはマイナンバーが記載されます。

個人番号カードの利用例  
・本人確認のための身分証明書として利用  
・電子証明書を利用した電子申請への利用 等

#### 個人番号カードのイメージ



#### 平成29年1月から 個人ごとのポータルサイト(マイナポータル)の運用が始まります

個人ごとに提供される専用ポータルサイト(マイナポータル)を活用し、自宅等のパソコンからマイナンバーを含む自分の情報をいつ、誰が、なぜ提供したのかを確認できるようになります。

#### 平成29年7月から 国・地方公共団体等で、マイナンバーによる情報連携が始まります

申請時の課税証明書等の添付省略等、国民の負担軽減・利便性向上が実現します。

### 国のコールセンター(通話料自己負担)

日本語対応

☎0570(20)0178

外国語対応

☎0570(20)0291

(英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語)

開設時間 (月)～(金)午前9時30分～午後5時30分 ※祝、年末年始を除く

▶公式サイト(内閣官房ホームページ内) HP<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>  
▶事業者向けガイドライン(特定個人情報保護委員会ホームページ内) HP<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/>

### 荒川区の問合せ先

制度全般に関すること  
・総務企画課 ☎内線2113  
通知カードおよび個人番号カードに関すること  
・戸籍住民課 ☎内線2362  
情報システムに関すること  
・情報システム課 ☎内線2152  
個人情報保護に関すること  
・総務企画課 ☎内線2214

「マイナンバー制度」は2面へ続く